

第3次杵築市総合計画策定支援業務仕様書

1. 業務名称

第3次杵築市総合計画策定支援業務

2. 業務目的

本業務は、本市の最上位計画であり、総合的かつ計画的な行政運営を図るために本市が進むべき方向性を示す「第3次杵築市総合計画」の策定を目的とする。

3. 委託期間

契約締結の翌日から令和7年3月15日まで

4. 第3次総合計画の期間及び構成

(1) 計画期間

令和7年度～令和16年度（10年間）とする。

なお、第3次総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）の議会提出については、令和7年第1回定例会（令和7年3月ごろ）を想定している。

(2) 体系

第3次総合計画は、次の①～③から構成されるものとする。

① 基本構想

本市の特性、魅力、広域的な位置付けを整理し、長期的な展望に立ち、新たな将来の都市像やまちづくりの基本理念とその実現のためのまちづくりの基本方針を示す。

② 基本計画

各個別計画と十分に整合を図りながら、基本構想で示した新たな都市像、まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本方針を実現するための体系や基本的な施策を示す。

③ 実施計画

基本計画に定められた施策や事業を効率的・効果的に実施するために必要な事業の年次計画を示す。

毎年、必要に応じて見直しを図る（ローリング方式）。

第3次総合計画では、これまで取り組んできた参画と協働のまちづくりに加え、住み続けられる・住み続けたいと思えるまちづくりの実現に向け、取り組むべき施策を体系的に定める。

5. 総合計画策定の役割

業務実施においては、本市における総合計画の役割及びそのために第3次総合計画ではどのような視点を大切にしたいと考えているかということに十分に留意すること。

6. 業務概要

業務概要は、本事業の目的や基本的な考え方にに基づき、第3次総合計画策定に必要と思われる最低限の

事項を示したものであり、プロポーザルで提案のあった項目も含め、本市と受託事業者との協議により変更することがある。

なお、第3次総合計画策定にあたっては、本市が目指すまちづくりのビジョンの達成に向けて予算編成及び行政評価の観点から効率的に機能する計画とすることを重視しており、業務の提案にあたっては十分に留意すること

(1) 第3次総合計画策定に関する調査分析及びあり方検討

本市の第3次総合計画策定に関して、社会潮流や国・県等の各種計画及び関連計画等を収集・整理し、政策の方向性を分析・整理する。また、本市の現状や現行の総合計画、これまでの取組み、先進事例の収集、整理、分析等を行い、今後の本市における総合計画のあり方を検討する。この分析・整理したものは、次に記載している(2)「(仮称) ぎつき市民討議会」及び(3)「庁内ワークショップ」の際の補足資料として使用することもあり得る。

(参考)

- ・本市人口推計(令和2年～令和4年) 令和5年9月頃完成予定。
- ・(仮称) 杵築市民アンケート調査票 令和5年8月発送予定
- ・その他各種統計資料などの調査結果(市ウェブサイトやe-Statから入手又は市から提供)も参考にすること

(2) 市民参画に関する取組の支援

(仮称) ぎつき市民討議会開催支援

目的：基本計画又は実施計画に掲載すべき具体的施策の検討を行うための材料とする。市民同士の議論のなかで、基本構想で仮に設定した本市のあるべき姿を実現するための手段について、テーマ別に検討する。本討議会によってあがった意見等のうち基本計画又は実施計画に記載すべき内容を収集・整理のうえ、審議会等で提示する資料を作成する。

回数：全6回程度を想定。対面開催を原則とするが、状況によりオンライン又は対面とオンラインの併用とすることもある。また、開催回数も増減することがある。

(備考)

- ・参加者は原則として無作為抽出で選ばれた市民とすることを検討している。
- ・参加者数の指定は行わない。本会議の目的を達成するためにふさわしい人数及び進め方などを提案すること。
- ・ぎつき市民討議会の司会、ファシリテーターは受託者が用意すること。なお、進行にあたっては、市民同士の対話を引き出すような仕掛けと、まちづくりを自分のこととして感じてもらえる構成とすること。
- ・ぎつき市民討議会の議論の素材として、「これまでの取り組みと課題」と「論点の分析するための基礎データ」を市が作成することを検討している。
- ・テーマ設定に際し、総合計画の政策分野、施策分野を意識したものとする。
- ・意見交換の経過が分かるよう成果をまとめること。

(3) 庁内ワークショップの運営支援

目的：第3次総合計画の策定にあたり、全ての職員が自分のこととして捉え、めざすべきまちの姿の共有を目的とし、庁内ワークショップを実施する。

- ・職員が、自身の部署や業務分野によらず、本市がめざすべきまちの将来像を検討できるようなワークショップを開催する。
- ・回数は3回程度とする。
- ・庁内ワークショップの司会、ファシリテーターは受託者が用意すること。なお、進行にあたっては、テーマ設定をし、職員の意見を引き出すような工夫をすること。
- ・テーマ設定に際し、総合計画の政策分野、施策分野を意識したものとする。
- ・きつき市民協議会の議論の素材として使用した、「これまでの取り組みと課題」と「論点の分析するための基礎データ」を使用した論点データ集は同様に活用すること。
- ・ワークショップに際し、経過のとりまとめを行うこと。
- ・意見交換の経過が分かるよう成果をまとめること。

(4) 杵築市総合計画審議会及び策定本部会議の運営支援

杵築市総合計画審議会及び策定本部会議の運営について、先の(1)から(3)までや各課の職員及び審議会委員の意見を適切に反映させるための資料作成やアドバイザー等の業務を行うこと。必要に応じて審議会及び策定本部会議へ出席すること。

(5) 総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）の構成検討支援

本市にふさわしい総合計画（基本構想及び基本計画素案、実施計画大枠案）を作成すること。また、策定後に適切に行財政マネジメント運用及び評価をするための仕組み作り（様式やフォーマット）、指標の設定等必要な項目について提案すること。

（基本構想）

- ・本市におけるさまざまな取り組み結果や各種調査の分析をふまえ、めざす都市像、ありたいまちの姿、これらを実現するための方法や判断の指針となる考え方など、基本構想の素案を作成する。
- ・基本構想の実現のための政策体系を策定する。
- ・素案について、審議会や策定本部会議の意見を踏まえて修正案を作成する。

（基本計画）

- ・基本構想の実現のための基本的な施策を体系的にまとめて基本計画の素案を作成する。
- ・上記基本構想において策定した政策体系の分野別の実行手段として、施策体系を策定する。
- ・素案について、市民協議会や審議会、策定本部会議の意見を踏まえて修正案を作成する。

（実施計画）

- ・基本計画に示した施策の具体的な事業を示す実施計画のあり方を示した大枠案を作成する。
- ・上記大枠案は、実施計画の運用により、本計画で達成したい本市のあるべき姿とその方法に対し、適切な評価と予算配分ができるような仕組みとする。

（備考）

- ・第3次杵築市総合計画については、令和7年度の予算編成に活用することを検討している。

- ・上記予算編成の活用については、基本構想の体系（政策）ごとに予算と連動させることを想定している。

(6) 総合計画（完成版）のデザイン

- ・写真や図表を用い、総合計画の内容が市民に伝わりやすい構成や配置、その他を提案するものとする。
- ・総合計画概要版についても、概要版としての機能を果たすデザインを提案すること。
- ・なお、印刷製本は別途発注するため、費用は本業務委託料に含めないこと。
- ・総合計画の基本計画について、それぞれの施策に適した SDGs のアイコンを挿入すること。

(7) 第3次総合計画策定にあたってのスケジュール管理

- ・第3次総合計画（案）は、杵築市議会の令和6年第3回定例会（令和6年9月ごろ）に上程することを想定している。
- ・第3次総合計画による令和7年度予算の編成のため、令和6年6月ごろに実施計画の大枠が策定されていることを想定している。
- ・提出書類の工程表は、上記2つのポイントを踏まえて作成すること。

7. 成果品

- ・本業務委託の成果をまとめた報告書
- ・総合計画（完成版） 全体版及び概要版 電子データ等一式
- ・その他本業務委託において作製した資料等 電子データ等一式

8. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、市と協議を行い、その指示により業務を進め、業務の結果については速やかに報告を行うものとする。
- (2) 受託事業者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の意図を十分理解し適正かつ円滑に業務を遂行するため、業務の段階ごとに協議又は打合せを行い、その記録をその都度市に提出して相互に確認するものとする。また、業務内容全般を常に把握している専任の技術者を置き、市の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は市に帰属すること。
- (5) 業務完了後、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託事業者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。
- (6) 受託事業者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託事業者が協議して定めるものとする。

(8) 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を提案したときは、本市と受託事業者との協議により、内容を変更することができるものとする。